

令和元年度答申第83号
令和2年3月3日

諮問番号 令和元年度諮問第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、
第95号、第96号、第97号、第98号、第99号（令和2年1月3
1日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に関する件10件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、い
ずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、A知事、B知事、C知事、D知事、E知事、F知事、G知事、H知事、I知事及びJ知事（以下「各処分庁」という。）が、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）14条の3の2第1項の規定に基づき、当該許可を取り消す処分（以下「本件各取消処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）廃掃法14条1項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとす

る者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定し、廃掃法14条の2第1項は、産業廃棄物収集運搬業者は、その産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定する。

- (2) 廃掃法14条の3の2第1項は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が同項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない旨規定し、同項4号は、廃掃法14条5項2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったときと規定する。
- (3) 廃掃法14条5項2号イは、廃掃法7条5項4号イからトまでのいずれかに該当する者と規定する。
- (4) 廃掃法7条5項4号ハは、この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法204条、206条、208条、208条の2、222条若しくは247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者と規定する。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）4条の6第3号は、廃掃法7条5項4号ハに規定する政令で定める法令として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。）と規定する。
- (6) 海洋汚染等防止法58条は、同条各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する旨規定し、同条3号は、海洋汚染等防止法8条2項の規定により油記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者と規定する。
- (7) 海洋汚染等防止法8条2項は、油濁防止管理者は、当該船舶における油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない旨規定する。
- (8) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）11条の3第1項は、海洋汚染等防止法8条2項の油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものは、同規則11条の3第1項の表の上欄に掲げるものとし、油記録簿への記載は、同表の上

欄に掲げる油の排出その他油の取扱いに関する作業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行うものとする旨規定する。

- (9) 海洋汚染等防止法59条は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、海洋汚染等防止法55条から58条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、各処分庁から、廃掃法14条1項又は廃掃法14条の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた。

(産業廃棄物収集運搬業許可証)

- (2) 審査請求人は、平成30年7月12日、K簡易裁判所において、海洋汚染等防止法58条3号、8条2項、59条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則11条の3第1項に基づき、罰金10万円に処する旨の略式命令を受け、同月31日に審査請求人が当該罰金を納付したことにより刑の執行が終了した。

(起訴状(審査請求人を被告人とするもの)、略式命令謄本(審査請求人を被告人とするもの)、納付書・領収証書及び納付告知書、産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る欠格要件に関する調査について(回答))

- (3) 各処分庁は、平成31年3月8日から令和元年5月10日までの間に、審査請求人に対し、上記(2)の事実が廃掃法14条の3の2第1項4号(廃掃法14条5項2号イに規定する廃掃法7条5項4号ハ)に該当するとして、廃掃法14条の3の2第1項の規定に基づき、本件各取消処分をした。

(産業廃棄物収集運搬業の許可の各取消通知)

- (4) 審査請求人は、審査庁に対し、令和元年5月20日及び同月21日付けで、本件各取消処分を不服として、本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和2年1月31日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 一時的に船内で所在が不明であった油記録簿につき、油記録簿の管理・記入の責任者は、正規の油記録簿が見つかるまでの間、「FO記録日誌」と

いう別の記録簿に暫定的に記載事項を記入しておき、油記録簿が見つかり次第に転記・追完することにしていた。そして、油記録簿の所在不明期間中に発生した9回分の記入事項については、油記録簿に記入が求められている程度よりもはるかに詳細なデータを、その都度「F O記録日誌」に記入しておくという暫定措置を励行していた。

関係諸法令と社会常識に照らしても、船長及び使用者である審査請求人については廃掃法違反の点は立件されるべきではないし、仮に不当に立件されたとしても、検察官の適切な取調べと補充捜査により不起訴処分がなされ、罰金刑の宣告と執行などなされるべきではなかった。

(2) 審査請求人が法的責任を問われることになった行為（所在不明の油記録簿に記入できず、暫定的に「F O記録日誌」に記入して転記・追完した行為）と審査請求人が科せられた不利益（産業廃棄物の収集運搬業許可を取り消された本件各取消処分）とを比較衡量したとき、到底看過できない著しい不均衡が生じていることが顕著である。

(3) 本件において、審査請求人の収集運搬業許可を取り消す処分を科すことは、廃掃法の立法目的を実現するための合理性も必要性も全く認められない。したがって、本件各取消処分の根拠とされた廃掃法14条の3の2第1項4号の規定をかかえる審査請求人に適用したことは、憲法22条1項に違反して適用したものというべきであって、明らかに適用違憲である。

(4) 民法1条2項が定める信義誠実の原則（いわゆる信義則）は、行政処分の領域においても妥当する極めて重要なルールである。

本件では、船長と審査請求人は、誠実に法令を遵守しようとする最善の努力を行っていたのであり、そのような場合には、よもや法令違反であるなどと指摘され、著しく重きに失した本件各取消処分を行政から科せられるなどとは露ほども考えてなかった。しかも、船長と審査請求人の行政に対するかかる信頼は、決して独善的・独断的なものではなく、むしろ法令の精神や社会常識などにもより適ったものである。

したがって、行政がかかえる実体に目を向けず、正義と公平の理念を無視して形式論を貫く態度を維持し、審査請求人に対して廃掃法14条の3の2第1項4号の規定の適用を認めて本件各取消処分を科する行為は、明らかに信義則に違反する。

(5) よって、本件各取消処分は違法であり、速やかに取り消されるべきである。

第2 審査庁の各諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 廃掃法は、海洋汚染等防止法等により罰金刑に処せられた者について、都道府県知事はその許可を取り消さなければならない旨規定し、許可の取消しを義務付けている。

これは、平成15年法律第93号による改正前の規定が、欠格要件に該当するに至った場合でも許可を取り消すかどうかは、都道府県知事の裁量に委ねていたところ、典型的に法に従った適正な業の遂行を期待できない者を速やかに排除し、廃棄物の適正な処理体制の一層の確保を図るため、裁量の余地を残さないこととしたものである。

本件において、各処分庁は、審査請求人が廃掃法14条の3の2第1項4号に該当するとして、同項の規定により本件各取消処分をしたものであるところ、審査請求人が海洋汚染等防止法違反により罰金刑に処せられたことは明らかであり、このことが同号に該当することも明らかである。

したがって、各処分庁が行った本件各取消処分は、法の規定に従い適正になされたものであると認められ、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- 2 審査請求人は、上記第1の4(1)のとおり主張するが、罰金刑に係る手続や事実認定について重大な誤りがあるということであれば、刑事訴訟法上の再審の手続によるべきであって、本件において、各処分庁は、確定判決と同一の効力を有する(同法470条)罰金刑を前提にして法を執行すべき立場にあるというほかない。
- 3 審査請求人は、上記第1の4(2)のとおり主張するが、本件各取消処分は、罰金刑に処せられたことを理由とする裁量の余地のないものであって、各処分庁は、罰金刑の存在を前提にして法を執行すべき立場にあることからすれば、本件各取消処分をするに当たって、審査請求人が主張するような比較衡量をすることは予定されていないのであって、両者に著しい不均衡が生じているという審査請求人の主張はその前提を欠くものといえる。
- 4 審査請求人は、上記第1の4(3)のとおり主張するが、欠格要件に該当した者を速やかに排除し、廃棄物の適正な処理体制の一層の確保を図ろうとする廃掃法の規定の趣旨に鑑みれば、各処分庁が適正な調査を経て、罰金刑に処せられたことを理由に行った本件各取消処分に必要性及び合理性が認められることは明らかであるから、適用違憲であると認めることはできない。
- 5 審査請求人は、上記第1の4(4)のとおり主張するが、行政上の法律関

係にも信義則を適用する余地があるとしても、本件において、本件各取消処分が信義則に違反すると評価されるような事情は認められない。

したがって、本件各取消処分が信義則に違反するとの審査請求人の主張を採用することはできない。

6 よって、本件各審査請求は、理由がないため棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

2 本件各取消処分の適法性及び妥当性について

審査請求人は、海洋汚染等防止法違反の罪により、罰金刑に処せられているところ、これは産業廃棄物の収集運搬業許可の欠格事由に当たり、廃掃法14条の3の2第1項は、都道府県知事は産業廃棄物収集運搬業者が許可の欠格事由に該当するに至ったときは許可を取り消さなければならない旨規定する。

審査請求人がるる主張するところは、罰金刑に処せられた事件について、油記録簿は一時的に船内で所在が不明であったが、別の記録簿に暫定的に記載事項を記入し、油記録簿が見つかった後転記したものであるとし、そもそも立件されるべきでないのに不当に立件されたもので、立件されたとしても不起訴処分となるべきで罰金刑に処せられるべきではなかったというものであって、罰金刑に処せられたことが不当であったという主張に帰着する。

しかし、廃掃法の規定は、海洋汚染等防止法違反で罰金刑に処せられたことを欠格事由とし、これに該当する以上、都道府県知事は許可の取消しを義務付けられている。審査請求人は略式手続によって罰金刑に処せられているが、罰金刑が確定するまでは正式裁判を申し立てることもできたのであるし、確定した後でも再審査請求によって争うことはできる。審査請求人が罰金刑に処せられたことが不当であったというのであればその主張はこれら刑事手続で行うものであって、本件において、罰金刑が確定している以上は、各処分庁は罰金刑の存在を前提として許可の取消しをしなければならないのであるから、審査請求人の主張は失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件各取消処分が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史